

企画競争実施の公示

令和 7 年 5 月 1 3 日

近畿運輸局 交通政策部 交通企画課長 大塚 保洋

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

周遊観光のための移動手段及び移動の足確保に関する調査業務

(2) 業務内容

別紙、事業説明書による

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 1 9 日（木）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 07・08・09 年度、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、近畿地域の競争参加資格を有するものであること（但し、地方自治体を除く）。

(3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 12 階 近畿運輸局交通政策部交通企画課
TEL 06-6949-6409 FAX 06-6949-6169

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）から令和 7 年 5 月 2 8 日（水）まで、場所は上記（1）に同じ。

なお、上記（1）に連絡の上、電子データでの交付を推奨する。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和 7 年 5 月 2 8 日（水） 1 7 時 0 0 分

提出先は上記（1）に同じ。

持参もしくは郵送（書留郵便に限る）にて、8 部提出のこと。

(4) 説明会の日時及び場所等

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はしない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 3.（1）に同じ

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画競争参加者毎の評価項目毎の評価得点及び合計点

(9) 事業の詳細は事業説明書による。